

令和2年5月25日

令和2年千葉市教育委員会会議第5回定例会

千葉市教育委員会

千葉市教育委員会会議第5回定例会議事日程

令和2年5月25日(月)
午後2時開会

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会期の決定
- 4 会議録の承認
- 5 議事日程の決定
- 6 非公開審議の決定
- 7 報告事項

(1) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策について【別添】

[総務課]

- (2) 令和2年5月1日現在の児童生徒数について …… 1

[学事課]

8 議決事項

- 議案第17号 懲戒処分の指針の一部改正について …… 3

[教育職員課]

- 議案第18号 市立稲毛高等学校・附属中学校の中等教育学校への移行について …… 5

[教育改革推進課]

- 議案第19号 令和3年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について …… 7

[教育指導課]

- 議案第20号 令和3年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について …… 9

[教育指導課]

- 議案第21号

- 議案第22号

9 臨時代理報告

- 報告第4号 令和2年度補正予算について(4月補正) …… 11

[教育改革推進課]

報告第5号 令和2年度補正予算について（5月補正）

…………… 15

[保健体育課]

10 その他

11 閉会

新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

教育総務部総務課

1 市立学校の一斉休校の延長について

(1) 休校期間の延長

・5月6日(木)までとしていた市立学校の一斉休校について、市内における新型コロナウイルス感染者の発生が継続していたことを受け、4月28日に休校期間を延長することを決定した。

小・中・高・特別支援学校：5月7日(木)～5月17日(日)

・5月4日に国の緊急事態宣言が5月31日(日)まで延長されたことを受け、更に同日まで休校期間を延長した。

(2) 休校期間延長に伴う学習保障への対応

①市立小・中・特別支援学校の夏季休業期間の変更

(変更前) 7月20日(月)～8月29日(土) 41日間

(変更後) 8月8日(土)～8月23日(日) 16日間

②休校期間中の家庭における学習保障

- ・学習課題(プリント等)の配布による家庭学習
- ・ドリルパークによる学習…一部の児童生徒にタブレット端末等の貸与
- ・学習動画コンテンツ配信…家庭で所有するPC、スマートフォンで視聴
- ・テレビでの授業動画配信…千葉テレビにて5月13日から放送開始

(3) 心のケアの手立て

- ・家庭訪問、電話連絡、アンケート等による子ども個々の状況把握
- ・学校ホームページや学校だよりによるメッセージ配信、生活上の注意等の発信
- ・千葉市SNS相談の前倒し開設、教育相談ダイヤル24、24時間こどもSOSダイヤル等、相談窓口の活用
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援

(4) 個別相談日の設定

- ・市立小・中学校において「個別相談日」を設定し、子どもたちの学習保障及び心のケアを図ることとした。(児童生徒の登校については任意)

【参考】子どもルーム(アフタースクールを含む)について

休校期間中については、平日は14時30分開始。終了時刻、土曜日の運営は通常通り。

ただし、平日の14時30分までについては、小学校1～4年生及び特別支援学級の児童で、保護者の就労等により、自宅待機が困難な場合、希望者を対象に通学校での受入れを実施。

2 市立学校の再開について

国、県の動向及び市内の感染状況を踏まえ、分散登校日を設定・実施した上で、6月1日(月)から学校再開することとした。

(1) 任意の分散登校日の設定(5月25日(月)～29日(金))

- ・小・中学校において、各学級を2分割にし、週2日・1日3時間で任意の分散登校日を設定。
- ・高等学校においては、各学級を2分割にし、週5日・1日3時間で実施。

(2) 学校の再開

<6月1日(月)～5日(金)>

- ・小・中・高等学校は、各学級を2分割にして、週5日・1日3時間の授業を実施。
- ・特別支援学校は、学級を分割せずに、週5日・1日3時間の授業を実施。

<6月8日(月)以降>

- ・小・中・高等学校は通常の授業を開始(給食も実施(附属中を除く。))。
- ・特別支援学校については、6月8日(月)～12日(金)は週5日・1日3時間の授業を行い、6月15日(月)から通常の授業を開始(給食は6月15日から実施)。

(3) 入学式

- ・小学校・第二養護学校 … 6月9日(火)午前
- ・中学校・養護学校 … 6月9日(火)午後
- ・高等学校・稲毛高附属中学校… 6月1日(月)午後
- ・高等特別支援学校 … 6月5日(金)午後

3 生涯学習施設の状況について

(1) 図書館・公民館図書室における一部機能の再開(5月7日決定)

- ・5月12日(火)から、予約本の貸し出しと貸出中の本の返却に限り再開した。
(本の予約は休館中も継続して受け付けており、貸出しが集中すると密集・混乱が生じるため、図書館(公民館図書室)から順次個別に連絡し、来館日を指定した上で貸出しを実施)

(2) 施設の再開(5月22日決定)

千葉県において、施設の使用停止要請を段階的に解除することについての基本的な考え方が示されたことを受け、次のとおり施設を再開することとした。

ア 加曾利貝塚博物館、郷土博物館、ゆかりの家いなげ、旧生浜町役場庁舎…5月26日再開

イ 図書館・公民館図書室…6月2日(みずほハスの花図書館、公民館図書室は6月1日)再開

※科学館については緊急事態宣言解除後も休館を継続。

なお、再開にあたっては、「3つの密」を避ける対策やソーシャルディスタンス確保対策を講じ、発熱症状がある場合の来館自粛(入場禁止)、手指消毒設備の設置、施設の消毒、マスク着用の周知などの感染拡大防止措置に努めるものとする。

また、主催事業(講座)の開催については、6月末まで休止し、7月以降は、リスクの軽減措置を勘案して判断することとした。

報告事項 (2)

令和2年5月1日現在の児童生徒数について

学校教育部学事課

1 児童生徒数について

千葉市立小中学校の児童生徒数について、毎年、文部科学省が行う学校基本調査に合わせて5月1日現在の数値を調査している（各小中学校からの報告を受けている）。調査の結果、令和2年5月1日現在の児童生徒数は、小学校で男子23,985人、女子22,737人の計46,722人であり、中学校では、男子11,689人、女子11,156人の計22,845人であった。

2 直近5年間の千葉市立小中学校児童生徒数の推移（特別支援学級在籍者数を含む）

(単位:人)

		H28	H29	H30	R1	R2
小学校	男	25,195	24,861	24,594	24,291	23,985
	女	24,123	23,674	23,548	23,144	22,737
	計	49,318	48,535	48,142	47,435	46,722
中学校	男	12,420	12,285	11,953	11,876	11,689
	女	11,882	11,709	11,377	11,214	11,156
	計	24,302	23,994	23,330	23,090	22,845

※令和2年度の詳細は、別紙参照

3 直近5年間の千葉市立小中学校特別支援学級児童生徒数の推移

(単位:人)

		H28	H29	H30	R1	R2
小学校	男	490	477	452	433	447
	女	204	204	195	187	197
	計	694	681	647	620	644
中学校	男	242	234	211	239	246
	女	102	108	104	110	136
	計	344	342	315	349	382

千葉県小中学校児童生徒数（令和2年5月1日現在）

千葉県全体

小学校（110校）

（単位：人）

	全体			通常学級			特別支援学級(外数)		
	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女
1年	7,437	3,833	3,604	7,342	3,769	3,573	95	64	31
2年	7,572	3,918	3,654	7,473	3,848	3,625	99	70	29
3年	7,716	3,896	3,820	7,627	3,826	3,801	89	70	19
4年	7,840	4,030	3,810	7,718	3,950	3,768	122	80	42
5年	7,875	4,030	3,845	7,760	3,955	3,805	115	75	40
6年	8,282	4,278	4,004	8,158	4,190	3,968	124	88	36
全校	46,722	23,985	22,737	46,078	23,538	22,540	644	447	197

中学校（55校）

（単位：人）

	全体			通常学級			特別支援学級(外数)		
	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女
1年	7,643	3,867	3,776	7,519	3,789	3,730	124	78	46
2年	7,630	3,939	3,691	7,509	3,853	3,656	121	86	35
3年	7,572	3,883	3,689	7,435	3,801	3,634	137	82	55
全校	22,845	11,689	11,156	22,463	11,443	11,020	382	246	136

議案第17号

懲戒処分の指針の一部改正について
懲戒処分の指針を次のとおり改正するものとする。

令和2年5月25日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

懲戒処分の指針の一部を次のように改正する。

第2の1項8号を次のように改める。

(8) 守秘義務違反

ア 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、免職又は停職とする。この場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした職員は、免職とする。

イ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

第2の1項中14号を16号とし、13号を15号とし、12号を13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) パワー・ハラスメント（職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であつて、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなもの）

ア パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員は、停職、減給又は戒告とする。

イ パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した職員は、停職又は減給とする。

ウ パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員は、免

職、停職又は減給とする。

第2の1項中11号の次に次の1号を加える。

(12) 公文書の不適正な取扱い

ア 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した職員は、免職又は停職とする。

イ 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

第2の4項10号を次のように改める。

(10) 麻薬等の所持等

麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした職員は、免職とする。

第4に次のように加える。

この指針は、令和2年6月1日から施行する。

議案説明

国家公務員の懲戒処分の指針の一部改正を踏まえ、パワー・ハラスメントや公文書の不適正な取扱いなどに関する標準例を新設又は拡充するため、教育委員会の懲戒処分の指針を改めるものであります。

議案第18号

千葉市立稲毛高等学校・附属中学校の中等教育学校への移行について

千葉市立稲毛高等学校・附属中学校の中等教育学校への移行について、次のとおり決定するものとする。

令和2年5月25日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

- 1 千葉市立稲毛高等学校・附属中学校を中等教育学校へ移行する。
- 2 中等教育学校の開校時期は、令和4年4月とする。
- 3 校舎については、建て替えではなく、改修とする。

議 案 説 明

稲毛高等学校・附属中学校の中等教育学校への移行について定めることについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第3号の規定により議決を求めるものであります。

議案第19号

令和3年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について
令和3年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について、次のとおり定めるものとする。

令和2年5月25日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

1 採択対象教科用図書

- (1) 中学校用教科用図書（令和3年度使用）
- (2) 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（令和3年度使用）

2 採択期間

令和2年8月31日まで

3 採択方法

- (1) 千葉市教科用図書選定委員会設置要綱に基づき、教科用図書選定委員会及び専門調査員会を設置し、教科用図書に係る調査研究及び選定（以下「調査研究等」という）を行う。
- (2) 前記専門調査員会を組織する専門調査員は、教科用図書について識見を有する校長又は教員のうちから教育委員会が委嘱する。なお、十分な調査研究を行うため、所要の人数を委嘱するものとする。
- (3) 教科用図書選定委員会における調査研究等の報告を受け、教育委員会が、令和3年度使用教科用図書の採択を行う。

4 教科用図書の内容に関し、考慮すべき事項

令和3年度に市立義務教育諸学校において使用する教科用図書については、千葉県教育委員会の通知、「選定資料」及び「選定資料」作成の基本的観点をもとに、千葉市の児童生徒及び地域性への適合等を勘案し、採択を行う。

5 情報公開

採択の透明性及び公正確保の観点から、採択事務の終了する令和2年9月1日以降、採択に係る資料を公開する。

~~~~~

## 議 案 説 明

令和3年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について、  
千葉市教育委員会組織規則第8条第10号の規定により、議決を求め  
るものであります。

議案第20号

令和3年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について

令和3年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について、次のとおり定めるものとする。

令和2年5月25日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

1 採択対象教科用図書

高等学校用教科用図書（令和3年度使用）

2 採択期間

令和2年8月31日まで

3 採択方法

- (1) 校長は、校内において研究会を開催するなど教科用図書の調査研究を行い、選定が慎重かつ公正に行われるようにする。
- (2) 選定に当たっては、令和3年度使用教科書目録に登載されているもののうちから、文部科学省が収録した「教科書編集趣意書」等を活用し、十分な調査研究を行い、選定を行う。
- (3) 校長の選定に基づき、教育委員会が令和3年度使用教科用図書の採択を行う。

4 教科用図書の内容に関し、考慮すべき事項

令和3年度に市立高等学校において使用する教科用図書については、千葉県教育委員会の通知等をもとに、地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の心身の発達段階及び特性を勘案する。

5 情報公開

採択の透明性及び公正確保の観点から、採択事務の終了する令和2年9月1日以降、採択に係る資料を公開する。

~~~~~

議 案 説 明

令和3年度使用高等学校用教科用図書採択方針について、千葉市教育委員会組織規則第8条第10号の規定により、議決を求めるものであります。

報告第4号

令和2年度補正予算について（4月補正）

令和2年度補正予算について、次のとおり臨時代理により処理したので報告する。

令和2年5月25日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

令和2年度補正予算について(4月補正)
(新型コロナウイルス感染予防に係る学習支援)

学校教育部 教育改革推進課

1 報告事項

本市独自の新型コロナウイルス感染症緊急対策として、インターネット環境が構築されていないなど、家庭でのオンライン学習に支障がある児童生徒へタブレット端末等を調達し貸与する経費について、令和2年4月21日に市長の専決処分により補正予算の措置を講じたので報告します。

2 補正予算額 50,000 千円

【財源】 一般財源 50,000千円

3 補正予算の内容

事業名	事業費(千円)	主な内容
家庭学習のための 端末等貸与	50,000	対象：市立小中学校の児童生徒のいる家庭。 内容：調達した1,000台の端末等を、希望調査をもとに貸与する。

4 今後の予定

令和2年4月～ 各家庭への貸与希望調査
順次、端末等を貸与

~~~~~

## 議 案 説 明

令和2年度補正予算について、千葉市教育委員会組織規則第9条第1号の規定に基づき臨時代理により処理したので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。



報告第5号

令和2年度補正予算について(5月補正)

令和2年度補正予算について、次のとおり臨時代理により処理したので報告する。

令和2年5月25日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

## 令和2年度補正予算について(5月補正) (新型コロナウイルス感染症の感染防止)

学校教育部保健体育課

### 1 報告事項

今後の学校再開に向けて、新型コロナウイルス感染症の感染防止のために必要な物品を購入する経費について、令和2年5月8日に市長の専決処分により補正予算の措置を講じたので報告します。

### 2 補正予算額 1,484 千円

|      |      |       |
|------|------|-------|
| 【財源】 | 国費   | 741千円 |
|      | 一般財源 | 743千円 |

### 3 補正予算の内容

| 事業名         | 事業費(千円) | 主な内容                                             |
|-------------|---------|--------------------------------------------------|
| 児童生徒手指消毒液購入 | 175千円   | 対象：小・中・高・特別支援学校(170校)<br>内容：児童生徒手指の消毒用エタノール製剤の購入 |
| 児童生徒マスク購入   | 1,309千円 | 対象：小・中・高・特別支援学校(170校)<br>内容：児童生徒サージカルマスクの購入      |

議 案 説 明

令和2年度補正予算について、千葉市教育委員会組織規則第9条第1号の規定に基づき臨時代理により処理したので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

令和 2 年 5 月 2 5 日

令和 2 年千葉市教育委員会会議第 5 回定例会

[参考資料]

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 議案第 1 7 号関係……………         | 1 |
| 議案第 1 8 号関係……………         | 5 |
| 議案第 1 9 号・第 2 0 号関係…………… | 9 |

懲戒処分の指針の一部改正について（議案第17号）

教育総務部教育職員課

1 議案の趣旨

国家公務員の懲戒処分の指針の一部改正を踏まえ、パワー・ハラスメントや公文書の不適正な取扱いなどに関する標準例を新設又は拡充するため一部改正を行う。

2 議案の概要

現行の標準例のうち「一般サービス関係」の「守秘義務違反」について、規定を拡充するとともに、「パワー・ハラスメント」及び「公文書の不適正な取扱い」に対応する具体的標準例を定める。

また、「非行関係」の「麻薬・覚せい剤等の所持又は使用」に関する規定を拡充する。

3 施行年月日

令和2年6月1日



新旧対照表（懲戒処分の方針の一部改正）

| 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1 基本事項（略）</p> <p>第2 標準例</p> <p>1 一般服務関係</p> <p>(1)～(7)（略）</p> <p>(8) 守秘義務違反<br/> <u>職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、免職又は停職とする。</u></p> <p>(9)～(11)（略）<br/> <u>（新設）</u></p> <p>(12) <u>セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）</u><br/>           （略）<br/> <u>（新設）</u></p> | <p>第1 基本事項（略）</p> <p>第2 標準例</p> <p>1 一般服務関係</p> <p>(1)～(7)（略）</p> <p>(8) 守秘義務違反</p> <p><u>ア 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、免職又は停職とする。この場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした職員は、免職とする。</u></p> <p><u>イ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏れ、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。</u></p> <p>(9)～(11)（略）</p> <p>(12) <u>公文書の不適正な取扱い</u></p> <p><u>ア 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した職員は、免職又は停職とする。</u></p> <p><u>イ 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。</u></p> <p>(13) <u>セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）</u><br/>           （略）</p> <p>(14) <u>パワー・ハラスメント（職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなもの）</u></p> <p><u>ア パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員は、停職、減給又は戒告とする。</u></p> <p><u>イ パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した職員は、停職又は減給とする。</u></p> <p><u>ウ パワー・ハラスメントを行ったこ</u></p> |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(13) <u>入札談合等に関する行為</u><br/>(略)</p> <p>(14) <u>学歴詐称等</u><br/>(略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 非行関係<br/>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>麻薬・覚せい剤等の所持又は使用<br/>麻薬・覚せい剤等を所持又は使用し<br/>た職員は、免職とする。</u></p> <p>(11)～(15) (略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第3 職員の懲戒処分の公表基準 (略)</p> <p>第4 施行期日<br/>この指針は、平成18年10月13日から<br/>施行する。<br/>この指針は、平成19年4月13日から<br/>施行する。<br/>この指針は、平成20年2月1日から施<br/>行する。<br/>この指針は、平成20年11月1日から<br/>施行する。<br/>この指針は、平成22年8月1日から施<br/>行する。<br/>この指針は、平成27年4月1日から施<br/>行する。<br/>この指針は、平成28年7月15日から<br/>施行する。<br/>この指針は、令和元年9月1日から施行<br/>する。<br/>(新設)</p> | <p><u>とにより、相手を強度の心的ストレ<br/>スの重積による精神疾患に罹患さ<br/>せた職員は、免職、停職又は減給と<br/>する。</u></p> <p>(15) <u>入札談合等に関する行為</u><br/>(略)</p> <p>(16) <u>学歴詐称等</u><br/>(略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 非行関係<br/>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>麻薬等の所持等</u><br/><u>麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険<br/>ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をし<br/>た職員は、免職とする。</u></p> <p>(11)～(15) (略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第3 職員の懲戒処分の公表基準 (略)</p> <p>第4 施行期日<br/>この指針は、平成18年10月13日か<br/>ら施行する。<br/>この指針は、平成19年4月13日から<br/>施行する。<br/>この指針は、平成20年2月1日から施<br/>行する。<br/>この指針は、平成20年11月1日から<br/>施行する。<br/>この指針は、平成22年8月1日から施<br/>行する。<br/>この指針は、平成27年4月1日から施<br/>行する。<br/>この指針は、平成28年7月15日から<br/>施行する。<br/>この指針は、令和元年9月1日から施行<br/>する。<br/><u>この指針は、令和2年6月1日から施行<br/>する。</u></p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

# 市立稲毛高等学校・附属中学校の中等教育学校への移行について

## 1 課題への対応

- (1) 中高一貫教育の市民ニーズへの対応
  - ・市内に中等教育学校を設置することで、人材流出を防ぐ。
  - ・公立学校として設置することで、経済的にあきらめている家庭に機会を提供する。
- (2) 中高一貫教育の効率化及び質の向上
  - ・内外進生や教育課程の整理により、6年間全体を通して一貫教育の特性を活かして、学校運営を改善する。
- (3) 少子化の進展に対応した戦略的な定員削減
  - ・中等教育学校へ移行することにより、高等学校に相当する後期課程の定員を削減し、定員管理による教育の質の維持・向上を図る。

## 2 方針案

市立稲毛高等学校の改革の方針を、下記のとおり定める。

- (1) 千葉市立稲毛高等学校・附属中学校を中等教育学校へ移行する。
- (2) 中等教育学校の開校時期は、令和4年4月とする。
- (3) 校舎については、建て替えではなく、改修とする。

なお、中等教育学校へ移行するにあたっての教育内容及び施設・設備整備を含めた「中等教育学校移行基本計画(仮称)」については、別途、策定する。

## 3 中等教育学校の概要

### (1) 中等教育学校のコンセプト

#### ① 学校像

地域・世界・未来を切り拓くグローバル・リーダーの育成

#### ② 特色ある教育活動

- 中高一貫教育の特性を生かした国際教育
- 地域や世界の視点に立ち様々な課題を探究する課題発見・解決型学習
- 次世代の社会を支える資質・能力を育成する幅広い教養

#### [教育の視点]

- 幅広い教養を持った人材の育成
  - ・これまで以上に質の高い教育の提供により千葉市を支える人材の育成・輩出
- 多面的・多角的に課題を探究し続けることができる人材の育成
  - ・市政課題をテーマとした課題研究による政策提言し実現へ向け行動を起こす力の育成
- 千葉市に誇りを持ち地域社会や国際社会で貢献できる人材の育成
  - ・将来にわたり千葉市への貢献を意識し愛着心を持ち千葉市が誇れる人材育成

#### ③ 育成する生徒像

高い志を持ち、幅広い教養を身に付け、未来を切り拓いていく生徒

### (2) 学校規模

- ① 定員
 

|          |     |            |                  |
|----------|-----|------------|------------------|
| 1学年      | 4学級 | 160名       | ※なお、1学級は、40名とする。 |
| ※現在 高等学校 |     | (普通) 7学級   | 280名             |
|          |     | (国際教養) 1学級 | 40名              |
| 附属中学校    |     | 2学級        | 80名              |

② 学校規模 24学級 960名 ※現在 30学級 1,200名

学校規模でみる中等教育学校への移行スケジュール(例)

※表中の数字は学級数。

| 年度    | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | 中等教育学校 |      |
|-------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|--------|------|
| 高等学校  | 3年 | 8  | 8  | 8  | 8  | 6  | 6  | 6  | 4  | 4   | 6年     | 後期課程 |
|       | 2年 | 8  | 8  | 8  | 6  | 6  | 6  | 4  | 4  | 4   | 5年     |      |
|       | 1年 | 8  | 8  | 8  | 6  | 6  | 6  | 4  | 4  | 4   | 4年     |      |
| 附属中学校 | 3年 | 2  | 2  | 2  | 2  | 4  | 4  | 4  | 4  | 4   | 3年     | 前期課程 |
|       | 2年 | 2  | 2  | 2  | 4  | 4  | 4  | 4  | 4  | 4   | 2年     |      |
|       | 1年 | 2  | 2  | 2  | 4  | 4  | 4  | 4  | 4  | 4   | 1年     |      |
| 学校規模  | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 28 | 26 | 24 | 24  |        |      |

4月  
開校

完成

(3) 設置課程・学科

後期課程について

全日制の課程・普通科 単位制

(これまで国際教養科で培ってきたものを継続するとともに、より発展させ、教育課程等で生かせるようにしていくことを検討する。)

(4) 通学区域

千葉市内

## 4 施設・設備の整備

(1) 施設の整備

令和元年度に実施した劣化度調査の結果を踏まえ、中等教育学校に必要とされる施設等について検討し、令和2年度に基本計画を策定する。

- ① 校舎の躯体については、H25年度の耐震化工事の際に調査済みのため現在の躯体を利用する。
- ② 改修が必要とされる箇所は、床、壁、天井、外壁、機械・電気等の設備関係はすべてとなる。
- ③ トイレ改修については、生徒の健康維持や衛生上の観点からR2年度に先行して実施する。
- ④ 基本計画策定においては、生徒の学習環境や学校の教育活動への影響の一番少ない工期や工事方法等について示すとともに、ライフサイクルコスト比較についても盛り込む。

⇒ 工期は2～3年を想定。R8年度末までに行う。(R9年度に中等教育学校が完成。)

(2) 大規模改修に盛り込む視点(技術的に可能かどうかの検討も含む。)

生徒が学びやすく、教職員が働きやすい教室配置にする。

- ① バリアフリー化
  - ⇒ 段差の解消、エレベーターの設置、生徒昇降口・職員玄関の配置を変更
- ② 少人数対応教室
  - ⇒ 空教室を半分に仕切るなど単位制実施に伴う選択科目増加や少人数授業を可能とする教室を設置
- ③ アクティブ・ラーニングに適した教室
  - ⇒ 学習の内容に応じて集団での学習やグループ学習が可能となるような広さを変えられる多目的教室を設置
- ④ 機能性のある配置
  - ⇒ 事務室・校長室の1階への配置変更や1階へ応接室の設置により保健室の孤立化解消  
カウンセリングルームの増設
- ⑤ 自習等に使えるスペースの確保
  - ⇒ 生徒が自習等に活用できるフリースペースを確保

## 5 今後のスケジュール (予定)

### 《施設関係》

2年度 5月 教育委員会会議にて決定・公表

2年度 基本計画（委託）策定

3年度 1月 入学者選抜

3年度 実施設計

4年度 4月 開校

4年度 工事開始

5年度 3月末 附属中学校閉校



※ 工期は2～3年を想定

8年度 3月末 高等学校閉校

8年度 工事終了（工期の最大期限）

9年度 中等教育学校完成  
(1期生から6期生まで揃う。)

※「基本計画」の中で、新しい中等教育学校に相応しい具体的な改修内容やそれを実施するのに効率的な方法・工期等を検討する。

教 学 指 第 7 6 号  
教 職 第 1 2 5 号  
令 和 2 年 4 月 2 0 日

各市町村教育委員会教育長 様

千葉県教育委員会教育長  
(公印省略)

教科書採択における公正確保の徹底等について (通知)

このことについて、令和2年3月27日付け元文科初第1807号で、文部科学省初等中等教育局長から別添写しのとおり通知がありました。

これらのことを踏まえ、今後の教科書採択については、各採択地区協議会委員及び調査員等の委嘱・任命にあたり、当人に対し教科書の著作・編集に参加・協力等した者でないことを誓約した文書の提出を求めるなど、採択への関わりについて、いかなる疑念の目も向けられることのないよう、その公正性・透明性の確保に万全を期すようお願いいたします。

ついでには、教科書採択における公正確保の徹底等について、貴管下の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に周知願います。

なお、教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教員等の関与若しくは負担の内容・程度によっては、地方公務員法の規定に違反することになり得ることに留意し、厳正な服務規律の保持について徹底するようお願いいたします。

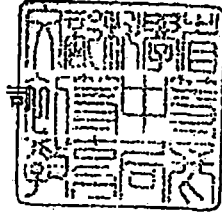
担 当  
千葉県教育庁教育振興部学習指導課  
義務教育指導室 佐藤 衛  
電 話 0 4 3 - 2 2 3 - 4 0 6 0  
F A X 0 4 3 - 2 2 1 - 6 5 8 0  
  
千葉県教育庁教育振興部教職員課  
管 理 室 澁 谷 義 範  
電 話 0 4 3 - 2 2 3 - 4 0 3 6  
F A X 0 4 3 - 2 2 5 - 2 3 7 4

写

元文科初第1807号  
令和2年3月27日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長  
丸山 洋



(印影印刷)

教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）

教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものであり、その採択については、公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。以下同じ。）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会が、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長が権限を有しています。

このため、教科書採択は、これらの採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります。

教科書発行者においては、業界団体である一般社団法人教科書協会が中心となり、「教科書発行者行動規範」（以下「行動規範」という。）を制定するなど、信頼回復に向けた取組を進めてきました。しかし、教科書採択の公正確保のためには、教育委員会をはじめとする採択権者等における取組が引き続き不可欠であることは言うまでもありません。ついては、令和元年度における教科書採択の状況調査の結果（別添資料）も踏まえ、教科書採択に当たって、特に留意すべき事項を下記のとおり通知しますので、貴教育委員会の委員及び知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校、教師等その他全ての関係者に対して周知いただくとともに、これらの関係者と密に連携の上、令和2年度の教科書採択においても、教科書採択の公正確保の徹底に万全を期すようお願いいたします。

なお、採択に関する事務処理の詳細については、別途、当局教科書課長から各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課長宛てに通知していますので、これを十分参照し、事務処理に遺漏のないようお願いいたします。



## 記

### 1. 教科書採択の公正確保の徹底について

#### (1) 教科用図書選定審議会の委員又は調査員等の選任について

- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号。以下「無償措置法」という。)第11条の規定により各都道府県に置かれる教科用図書選定審議会(以下「選定審議会」という。)については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和39年政令第14号。以下「無償措置法施行令」という。)第9条第2項の規定により、教科書採択に直接の利害関係を有する者は委員となることができないとされているが、各教育委員会や学校等において教科書の調査研究を行う調査員等についても、教科書採択に直接の利害関係を有する者を選任することは不相当であること。

また、教科書採択に直接の利害関係を有しないまでも、教科書発行者から個別に協力ないしは意見聴取の依頼を受け、著作・編集活動に一定の関与を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者を、選定審議会の委員又は調査員等として選任することは適当ではないこと。

※ 「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について」(平成28年6月20日付け28文科初第432号初等中等教育局長通知)の「第一2.留意事項」を参照すること。

※ このほか、採択権者である教育委員会における直接の利害関係のある事件に関する扱いについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条第6項を参照すること。

- このため、選定審議会の委員や調査員等の選任及びこれらの者が行う具体の審議や調査研究に当たっては、各教育委員会等における関係部署とも連携し、教科書発行者との関係について聴取又は自己申告を求めるなどした上で、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

また、教科書発行者との関係について、一義的には、採択権者(公立学校において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長をいう。以下同じ。)において把握すべきものではあるが、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、4月末を目途に、令和元年度に検定を経た教科書等の編著作者及び編集協力者に関する情報を取りまとめたものを、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対しては、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめたものを送付する予定であるため、必要に応じてこれらの情報も参照すること。



※ これらの情報のうち教科書の編著者及び編集協力者の「氏名」，「職業・勤務先」（新様式においては所属に関する情報並びに「勤務先」及び「役職」），「専門分野」及び「担当箇所・役割」以外の情報については，教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないようにすることを目的として提供するものであり，それ以外の目的への利用は認められていないことに留意すること。

※ このほか，教科書発行者が負担した交通費・宿泊費，飲食費その他の費用についても，本人からの申告によっては不明確な点等がある場合には，必要に応じて教科書発行者に問い合わせを行うこと。

## (2) 教科書見本の取扱いについて

- 教科書発行者から各教育委員会等に送付することができる教科書見本の種類及び部数の上限については，毎年度，文部科学省から教科書発行者に通知しており，それを超える教科書見本の送付，又は採択関係者（教育委員会関係者又は校長若しくは教師を含む全ての学校関係者その他教科書採択に関与し得る全ての者をいう。以下同じ。）に対する献本若しくは貸与は認められていないこと（令和2年度における教科書見本の取扱いの詳細については，別添「教科書採択の公正確保について」（令和2年3月27日付け元文科初第1806号初等中等教育局長通知）（以下「別添通知」という。）を参照のこと。）。

近年，多くの教科書発行者が，従前より継続的に教科書見本の不適切な取扱いを行っていたことが明らかとなり，それらの行為の中には採択関係者からの求めに応じて行われた例もあったことから，引き続き，採択関係者から教科書発行者に対して教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう，くれぐれも留意すること。

- 高等学校の分校若しくは学科への教科書見本の送付又は平成29年度以前に検定を経た教科書の見本の送付を希望する場合等，一定の場合には，採択権者から教科書発行者に教科書見本の追加送付を求めることを許容しているため，これらの運用上のルールについて明確にしておくとともに，当該ルールを教科書協会を通じて教科書発行者に予め示しておくことが望ましいこと。

※ 教科書見本の追加送付について，採択権者の判断により，具体的手続を学校長に委任することも差し支えないが，その場合には，事前又は事後に報告を義務付ける等により適切に状況を把握することができる措置を講じること。

- このほか，採択期間における教科書見本の取扱いについて特に留意すべき事項は下記のとおり。

- 教科書見本は、教科書の調査研究等を行うために不可欠なものである一方で、教科書発行者による教科書見本の送付は、教科書採択の勧誘を目的としたものであるとの認識に立った上で、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つこと。

- 教科書発行者から上限に満たない部数の教科書見本の送付があった場合に、採択権者から当該教科書発行者に追加送付を求めることは差し支えないが、教科書見本の送付は、教科書発行者の判断に委ねられるものであることに留意し、無理な送付を求めることのないようにすること。

- 平成 29 年度以前に検定を経た教科書の見本についても、採択権者から教科書発行者に送付を求めることを許容しているが、その趣旨は、教科書採択に当たっての調査研究等の用に供するためであることに留意し、当該年度あるいは次年度以降の授業等の用に供することを目的として教科書発行者に送付を求めることのないよう注意すること。

- 特に複数の市町村から構成される採択地区においては、教科書発行者から送付があった教科書見本の部数が過多となることも考えられるため、その場合に、教科書発行者に教科書見本の引取りを求めることは差し支えないこと。

ただし、その取扱いについては教科書発行者間の公平性の観点に配慮することが必要であり、特定の教科書発行者の教科書見本のみ引取りを求めることは適切ではないこと。

- 教科書見本と併せて、又は個別に、学習者用デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取ることには差し支えない。ただし、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスを無償又は廉価に提供を受けるなど教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることにくれぐれも注意すること。

- 授業研究や教材研究等のための採択期間終了後における教科書見本の送付は、令和元年度からは行われていないため、教科書発行者に対して、教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう留意すること。このため、令和元年度以降は、採択期間に教育委員会等に送付された教科書見本を採択終了後の授業研究や教材研究のために有効活用すること。

### (3) 過大な宣伝活動等への対処について

- 採択期間においても、教科書発行者が、採択関係者に対して自らが発行しよ

うとする教科書の宣伝活動を行うことに特段の問題はないが、その宣伝活動により、採択権者の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、文部科学省から各教科書発行者に対しては、下記事項にあるような過当な宣伝活動等を慎むよう指導を行うとともに、教科書協会においても各会員に対して教科書発行者行動規範の遵守を求めているところである。

- ・ 採択関係者若しくは公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力を及ぼし得る者（教科書発行者の社員である者を除く。）を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動等に從事させないこと。
  - ・ 採択関係者の自宅訪問は一切行わないこと。
  - ・ 採択期間においては、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等（関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者若しくは教科書の編著作者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたもの又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれのあるものを含む。）を主催せず、他の主体が主催するこれらの会議の開催に原則として関与しないこと。また、教科書の編著作者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的な関係にある者に対しても、これらの取扱いについて周知することにより、教科書発行者によるこれらの会議の主催ないしは開催への関与が禁止されていることの趣旨を損なうことのないよう留意すること。
  - ・ 採択期間終了後に教科書見本、教師用指導書その他の教材等を献本すること又は教科書等に関する説明会、講習会若しくは研修会等を開催することを約することを以て、教科書採択の勧誘を行わないこと。
  - ・ 教科書や教師用指導書と類似若しくは同視し得る資料を作成し、又は自ら行うと第三者をしてであるとを問わず配布しないこと。
  - ・ 学校又は児童生徒への教科書の供給過程において、教科書以外の資料を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の教材等の宣伝活動を行わないこと。
- このため、各教育委員会等においても、これらを十分に踏まえ、域内の学校とも情報共有をはじめ密に連携した上で、事前に適切な措置を講ずること。その際、文部科学省の指導や教科書発行者行動規範等に違反する行為について、教科書発行者に求めることのないようにすることはもとより、教科書発行者からそういった申出があった場合には明確に断るよう関係者への周知を徹底すること。
- 教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。
- ・ 教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の

確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること。

- 都道府県教育委員会は、外部からの働きかけについて域内における状況を適切に把握し、過大な宣伝活動その他外部からの不当な働きかけにより公正かつ適正な教科書採択に問題が生じていると考えられる場合には、各市町村教育委員会・学校等において適切な措置を講ずるよう指導するとともに、速やかに文部科学省に報告すること。

また、仮に、円滑な採択事務に支障を来すような事態が生じた場合や不当な働きかけがあった場合には、警察等の関係機関とも連携を図りながら、毅然とした対応を取ること。

- 文部科学省から教科書発行者に対しては、宣伝活動の過熱を防止するため、採択期間においては、教科書発行者（教科書の編著者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的に関係する者を含む。）において、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等を主催しないよう、また、開催に関与することのないよう指導しているところであり、各教育委員会・学校等においてもその趣旨を理解した上で、適切に対応すること。

この点、採択権者が、教科書発行者間の公平性を確保した上で、教育委員会関係者等の教科書採択に携わる者に説明を求める機会を設けることを妨げるものではないが、その際には、教科書発行者に過度な負担とならないよう、都道府県教育委員会による開催が望ましいこと。また、不参加の教科書発行者が発行する教科書について、不参加であることのみをもって、採択しないこととする取扱いを行うなどにより、事実上、参加を強制することは適当ではないこと。

※ 教科書発行者が、採択関係者に対して自らが発行しようとする教科書の宣伝活動については、別添通知及び行動規範も併せて参照すること。

※ 「教科書に関する説明会、講習会又は研修会等」とは、関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者又は教科書の編著者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたものを含み、2以上の学校の教師等を対象としたものを想定しているが、疑義がある場合には、文部科学省に問い合わせ願いたい。

#### (4) 検定申請本の取扱いについて

- 検定申請本は行政処分の対象であり、教科書発行者に対して、その内容につ

いて厳格な情報管理を求めていることから、教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にそれと同視され得る活動を含む。）に使用することは一切認められていないものであり、その旨を、教科書検定制度の意義・役割とともに、全ての学校・教師等への周知を徹底すること。

- 上述のとおり、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、4月末を目途に、令和元年度に検定を経た教科書等の編著者及び編集協力者に関する情報を取りまとめたものを、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対しては、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめたものを送付する予定であるが、これらの者については、検定期間中に検定申請本若しくはその内容の一部を了知し、又は特定の教科書発行者と関係を有するものであることから、これらの者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

#### (5) 教科書発行者との関係について

- 質の高い教科書の実現のためには、日々の授業実践を通じて得られた教師等の意見を反映することが必要不可欠であり、教科書の著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教師等から意見を聴取することは、大きな意義を有するものであること。また、教師等が行う授業研究や教材研究等の効果的な実施に当たっては、教科書発行者が有する知見を活用することも必要となると考えられること。特に、学習者用デジタル教科書など新たな教材の開発等に当たっては、両者が連携して研究等を行うことが重要となると考えられること。
- 一方で、仮に教師等と教科書発行者の認識が教科書の著作・編集活動あるいは授業研究や教材研究等の一環であったとしても、一般の国民ないしは地域住民等から見れば、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものと受け止められかねないことから、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つよう、全ての学校・教師等に対して指導を徹底すること。具体的には、
  - ・ 教師等が適正な労務に対する対価として金銭等を受け取る場合について、場合によっては受け取らない場合も含めて、その可否・手続等について条例・規則等において定めるとともに、教師等に対して、法令のほかそれらの条例・規則等に従う必要がある旨を周知すること
  - ・ 服務監督権者において、事前・事後を問わず、教師等からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行うこと
  - ・ 教師等が、法令等に違反して、教科書発行者による不適切な行為に関与し、又は荷担した場合には、当該教師等に対して、懲戒処分も含めて厳正に対処すること等が考えられる。

特に、教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教師等の関与若しくは荷

担の内容・程度によっては、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 32 条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第 33 条（信用失墜行為の禁止）又は第 38 条（営利企業への従事等の制限）の規定に違反することにもなり得ることに留意すること。

#### (6) 文部科学省への情報提供について

- 本通知、別添通知及び教科書発行者行動規範に違反する行為をはじめとして、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、速やかにその所属する教育委員会・学校等に対して報告すべき旨を、全ての教師等に対して指導すること。

また、報告を受けた教育委員会・学校等にあつては、その行為が教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものである場合には、都道府県教育委員会を通じて、文部科学省に速やかに情報提供を行うこと。

- 文部科学省においては、都道府県教育委員会あるいは教科書発行者等からの情報に基づいて、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、教科書発行者名を含めて文部科学省ホームページ等において公表する予定としており、各教育委員会等においても、域内で確認された教科書発行者による不適切な行為について、教科書採択に携わる関係者において共有するとともに、当該行為の内容に応じて公表することも検討すること。

## 2. 教科書採択方法の改善について

### (1) 採択権者の判断と責任について

- 教科書の採択に当たっては、国公立を問わず、教師等の投票によって決定されるようなことはもとより、十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定されたり、事実上、一部の特定の教師のみによって決定されたりするなど、採択権者の責任が不明確になることがないように、採択手続の適正化に努めること。

- 公立学校において使用する教科書の採択権限は教育委員会が有しており、教育長及び委員の人数分の教科書見本が送付されることになっているが、教育長及び委員への教科書見本の提供状況に関する調査結果（別添資料参照）を見ると、必ずしも教科書見本が十分に活用されているとは言い難い。

このため、教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるような環境を整えることが必要であり、教育長及び委員に適切に教科書見本が提供されないことはもちろん、教科書採択に係る会議における配布資料としてだけしか活用されないことも不十分であること。

- 公立の高等学校並びに公立の中等教育学校及び併設型中学校において使用する教科書については学校ごとに異なる教科書を選択することが可能であり、選択に当たっては各学校の希望を聴取することが通例となっているが、これらの学校において使用する教科書についても選択権限は教育委員会が有するものであり、単に各学校の意向に任せて選択を行うようなことがないよう、選択権者としての責務を適切に果たすこと。

この観点から、これらの学校において使用する教科書の選択に際して、各学校から希望を聴取する場合には、事前に各都道府県又は市町村の教育目標等を踏まえた教科書選択の基準となるべきものを各学校に示した上で、各学校の希望を聴取し、当該聴取結果を踏まえて、教育委員会において審査を行うことが適切であること。

- 都道府県教育委員会においては、無償措置法第 10 条の規定により、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長が行う教科書選択に関する事務について指導、助言及び援助を行わなければならないこととされており、適切にその責務を果たすことが必要であること。

## (2) 教科書の調査研究の充実について

- 市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において教科書の調査研究の期間が十分に確保できるよう、文部科学省としても、調査研究に使用する教科書見本が遅滞なく送付されるよう教科書発行者に対して要請するとともに、円滑な需要数集計のためにシステム及びその運用を改善するなどの取組に引き続き努めることとしており、都道府県教育委員会においても、市町村教育委員会等による需要数の報告の期限を更に遅くするなど、選択スケジュールについて不断の見直しを行うこと。

- 教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を選任し、各教科等ごとに適切な数配置するなど体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、選択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めること。その際、より幅広い視点からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実を努めること。

調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、選択権者が十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を選択・選定、又は上位の教科書の中から選択・選定することとするなど、当該評定に拘束力があるかのような取扱いを行うことにより、選択権者の責任が不明確になることがないよう留意すること。

- 文部科学省から教科書発行者に対しては、調査研究をはじめとする採択事務に支障の生じないよう、可能な限り漏れなく教科書見本を送付するよう配慮を求めているところであるが、教科書発行者の判断により、教科書見本が送付されない又は調査研究に足る十分な部数が送付されない場合には、その範囲内で調査研究を行うこととして差し支えないこと。

### (3) 教科書の採択期限について

- 義務教育諸学校において使用する教科書の採択については、無償措置法施行令第14条第1項の規定により、当該教科書が使用される年度の前年度の8月31日までに行わなければならないとされていること。
- 高等学校等において使用する教科書については、法令上、採択期限は定められていないが、都道府県教育委員会から文部科学省に9月16日までに教科書需要数の報告をしなければならないとされていることを踏まえ、都道府県教育委員会において適切にスケジュール管理を行うこと。

### (4) 同一の教科書の採択期間について

- 義務教育諸学校において使用する教科書については、無償措置法施行令第15条第1項の規定により、基本的に同一の教科書を4年間採択しなければならないとされていること。
- その特例として、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号。以下「無償措置法施行規則」という。）第6条各号に掲げる場合には、上記にかかわらず異なる教科書を採択することができることとされているが、それ以外の場合においては、採択替えを行うことはできないこと。

### (5) 教科書採択に関する情報の公表について

- 教科書採択に係る資料の公表状況に関する調査結果（別添資料参照）を見ると、採択基準、採択結果や採択理由等について十分に公表されているとは言い難い。

教科書採択の結果及びその理由等の公表に関し、義務教育諸学校については、無償措置法第15条の規定により、採択権者である教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長に努力義務が課されているところであり、採択権者においては、より一層、採択結果及びその理由をはじめとする教科書採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが求められること。

また、既に公表を行っている採択権者においても、保護者や地域住民等が容



易にその情報を得ることができるよう、公表の時期・方法等について不断の改善を図ること。

なお、共同採択地区においては、採択地区協議会の事務局が公表する部分もあると考えられるが、その場合であっても、共同採択地区を構成する各教育委員会として、ホームページに当該公表情報へのリンクを貼る等、主体的に公表に取り組むこと。

- 高等学校等において使用する教科書についても、義務教育諸学校において使用する教科書に準じてその採択結果及びその理由等の公表に努めるなどにより、採択権者である教育委員会や学校長は、説明責任を果たすことが求められること。

#### ○ (6) ユニバーサルデザインに関する配慮について

- 障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものであることが重要であることから、各教科書発行者において、教科書のユニバーサルデザイン化に向けた取組が進められているところである。各採択権者においても、教科書の採択に係る調査研究に当たっては、教科書が障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても比較検討することが望ましいこと。

(教科書発行者による取組の例)

##### ①ユニバーサルデザインフォントに関する取組

- ・ルビのフォントを大きくしたり、ゴシックにする。
- ・本文、グラフの線や数字に太いフォントを使用する。

##### ②カラーユニバーサルデザインに関する取組

- ・色覚の特性に配慮した見やすい色を使用する。
- ・色だけで情報を伝えないよう、グラフ等で線の種類を変えたり、模様を付ける。

##### ③レイアウトに関する取組

- ・重要な部分を囲むことにより明確に視覚化する。
- ・写真を重ねる際は、境目をわかりやすくする。

### 3. 令和2年度の教科書採択における留意事項について

令和2年度における教科書採択については、上記のほか下記事項を踏まえた上で、採択権者の判断と責任により適切に行うこと。

#### (1) 小学校用教科書について

令和2年度においては、学校教育法（昭和22年法律第26号。）附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、基本的に令和

元年度と同一の教科書を選採しなければならないこと。

(2) 中学校用教科書について

令和2年度においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する中学校用教科書目録（令和3年度使用）に登載されている教科書のうちから選採しなければならないこと。

(3) 特別支援学校の小・中学部用教科書について

①小学部

令和2年度においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、基本的に令和元年度と同一の教科書を選採しなければならないこと。

②中学部

令和2年度においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和3年度使用）に登載されている教科書のうちから選採しなければならないこと。

(4) 無償措置法施行規則第6条の規定による選採について

上記(1)～(3)にかかわらず、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合には、令和元年度に選採した教科書と異なる教科書を選採することができること。また、その場合には、教科書発行者に対して、調査研究等に必要な部数の教科書見本の送付を求めても差し支えないこと。

(5) 高等学校用教科書について

令和2年度においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する高等学校用教科書目録（令和3年度使用）に登載されている教科書のうちから選採しなければならないこと。

(6) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について

特別支援学校、特別支援学級及び高等学校等においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により、教科書目録に登載されている教科書以外の教科用図書を選採することができること。

(7) その他

令和2年度においては、高等学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるため、申請受理種目及び期間を確認の上、教師等と教科書発行者との関係に特に留意すること。

**【参考】教科書検定の申請受付**

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoukasho/kentei/shinsei.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kentei/shinsei.htm)

**4. その他**

- 都道府県教育委員会は、新型コロナウイルスの影響により、教育委員会等において教科書採択に関する事務処理が法令、本通知及び課長通知等により難しい事情がある場合には、速やかに文部科学省初等中等教育局教科書課に相談すること。
- 一般社団法人教科書協会が制定した行動規範は、以下の URL を参照のこと。  
<http://www.textbook.or.jp/about-us/data/code190201.pdf>

**【担当】**

文部科学省初等中等教育局教科書課無償給与係  
電話 03 (5253) 4111 内線 2411

令和2年教育委員会会議第5回定例会出席者(第一・第二会議室)

